

事務ガイドラインの改正について（預金取扱い金融機関関係）

現 行

改 正

1 - 2 早期是正措置の運用について

1 - 2 - 1 命令発動の前提となる自己資本比率

(略)

(1) 決算状況表(中間期にあつては中間決算状況表)により報告された自己資本比率(ただし、業務報告書の提出後は、これにより報告された自己資本比率)

(2)・(3) (略)

1 - 6 子会社等について

(略)

(注1)・(注2) (略)

(注3)法第16条の2及び第16条の3に規定する「会社」には、特別目的会社(例えば、資産の流動化、自己資本の調達を目的とするもの等)、組合、証券投資法人、パートナーシップ、LLCその他の会社に準ずる事業体(以下「会社に準ずる事業体」という。)を含まないが、会社に準ずる事業体を通じて子会社等の業務範囲規制、他業禁止の趣旨が潜脱されてないかに留意する。

1 - 2 早期是正措置の運用について

1 - 2 - 1 命令発動の前提となる自己資本比率

(略)

(1) 決算状況表(中間期にあつては中間決算状況表)により報告された自己資本比率(ただし、業務報告書(中間期にあつては中間業務報告書)の提出後は、これにより報告された自己資本比率)

(2)・(3) (略)

1 - 6 子会社等について

(略)

(注1)・(注2) (略)

(注3)法第16条の2及び第16条の3に規定する「会社」には、特別目的会社(例えば、資産の流動化、自己資本の調達を目的とするもの等)、組合、投資法人、パートナーシップ、LLCその他の会社に準ずる事業体(以下「会社に準ずる事業体」という。)を含まないが、会社に準ずる事業体を通じて子会社等の業務範囲規制、他業禁止の趣旨が潜脱されてないかに留意する。

現 行

1 - 2 ソルベンシー・マージン比率等について

1 - 2 - 1 届出書の記載内容のチェック

規則第85条第1項第17号（又は同第166条第1項第5号）に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下「劣後ローン」という。）による借入れ及び劣後特約付社債（以下「劣後債」という。）の発行の届出があった場合において、これらが保険金等の支払能力の充実に資するものとして適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。

(1)～(3)（略）

1 - 2 - 5 期限前償却等の届出受理に際してのチェック

規則第85条第1項第18号（又は同第166条第1項第6号）に規定する劣後ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還にかかる届出又は規則第85条第1項第19号若しくは第20号に規定する自己の株式の消却にかかる届出を受理しようとする時は、告示の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該届出保険会社における期限前弁済若しくは期限前償還又は株式消却後のソルベンシー・マージン比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。

1 - 4 子会社等について

(略)

(注1)・(注2)（略）

(注3)法第106条及び第107条に規定する「会社」には、特別目的会社(例えば、資産の流動化、自己資本の調達を目的とするもの等)、組合、証券投資法人、パートナーシップ、LLCその他の会社に準ずる事業体(以下「会社に準ずる事業体」という。)を含まないが、会社に準ずる事業体を通じて子会社等の業務範囲規制、他業禁止の趣旨が潜脱されてないかに留意する。

改 正

1 - 2 ソルベンシー・マージン比率等について

1 - 2 - 1 届出書の記載内容のチェック

規則第85条第1項第12号（又は同第166条第1項第5号）に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下「劣後ローン」という。）による借入れ及び劣後特約付社債（以下「劣後債」という。）の発行の届出があった場合において、これらが保険金等の支払能力の充実に資するものとして適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。

(1)～(3)（略）

1 - 2 - 5 期限前償却等の届出受理に際してのチェック

規則第85条第1項第13号（又は同第166条第1項第6号）に規定する劣後ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還にかかる届出又は規則第85条第1項第16号若しくは第17号に規定する自己の株式の消却にかかる届出を受理しようとする時は、告示の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該届出保険会社における期限前弁済若しくは期限前償還又は株式消却後のソルベンシー・マージン比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。

1 - 4 子会社等について

(略)

(注1)・(注2)（略）

(注3)法第106条及び第107条に規定する「会社」には、特別目的会社(例えば、資産の流動化、自己資本の調達を目的とするもの等)、組合、投資法人、パートナーシップ、LLCその他の会社に準ずる事業体(以下「会社に準ずる事業体」という。)を含まないが、会社に準ずる事業体を通じて子会社等の業務範囲規制、他業禁止の趣旨が潜脱されてないかに留意する。

事務ガイドラインの改正について（金融会社関係）

現 行	改 正
<p>3 貸金業関係</p> <p><u>3 - 1 登録の申請、届出関係</u></p> <p>3 - 1 - 5 登録の申請、届出書類の保存 登録申請書、変更届出書、廃業等届出書及びそれらの添付書類は、当該申請等に係る登録有効期間が、終了した時点から10年間保存するものとする。</p> <p>3 - 1 - 6 登録証明書の発行</p> <p>3 - 1 - 7 貸金業者登録簿の閲覧</p> <p>3 - 1 - 8 登録等実績報告</p> <p>4 抵当証券業関係</p> <p><u>4 - 1 登録の申請、届出関係</u></p> <p>4 - 1 - 6 登録の申請書、届出書類の保存 登録申請書、更新登録申請書、変更届出書、廃業届出書及びそれらの添付書類は、当該申請等に係る登録有効期間が終了した時点から10年間保存する。</p> <p>4 - 1 - 7 登録証明書の発行</p> <p>4 - 1 - 8 抵当証券業者登録簿の閲覧</p> <p>5 プリペイドカード関係</p> <p><u>5 - 7 発行届出書等の書類の保存</u> 発行届出書、変更届出書、承継届出書、発行廃止・解散等届出書、登録申請書、登録事項変更届出書及びそれらの添付書類は、永久保存するものとする。</p> <p>6 商品ファンド業関係</p> <p><u>6 - 1 投資の対象及び割合</u></p> <p>6 - 1 - 2 商品投資以外の投資 (略)</p> <p>(1) 金融商品（信託受益権、譲渡性預金、抵当証券、証券取引法第2条に規定する有証券及び証券先物取引（証券取引法第2条第13項に規定する有価証券先物取引、同条第14項に規定する有価証券指数等先物取引、同条第15項に規定する有価証券オプション取引及び同条第16項に規定する外国市場証券先物取引をいう。以下同じ。）並びに金融先物取引法第2条第8項に規定する金融先物取引等をいう。以下同じ。）を投資対象として組み入れる場合には、法第2条第1項に規定する商品投資により運用する金額が運用財産の総額の二分の一超であることとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>3 貸金業関係</p> <p><u>3 - 1 登録の申請、届出関係</u> (削除)</p> <p>3 - 1 - 5 登録証明書の発行</p> <p>3 - 1 - 6 貸金業者登録簿の閲覧</p> <p>3 - 1 - 7 登録等実績報告</p> <p>4 抵当証券業関係</p> <p><u>4 - 1 登録の申請、届出関係</u> (削除)</p> <p>4 - 1 - 6 登録証明書の発行</p> <p>4 - 1 - 7 抵当証券業者登録簿の閲覧</p> <p>5 プリペイドカード関係 (削除)</p> <p>6 商品ファンド業関係</p> <p><u>6 - 1 投資の対象及び割合</u></p> <p>6 - 1 - 2 商品投資以外の投資 (略)</p> <p>(1) 金融商品（信託受益権、譲渡性預金、抵当証券、証券取引法第2条に規定する有価証券及び証券先物取引（証券取引法第2条第17項に規定する有価証券先物取引、同条第18項に規定する有価証券指数等先物取引、同条第19項に規定する有価証券オプション取引及び同条第20項に規定する外国市場証券先物取引をいう。以下同じ。）並びに金融先物取引法第2条第9項に規定する金融先物取引等をいう。以下同じ。）を投資対象として組み入れる場合には、法第2条第1項に規定する商品投資により運用する金額が運用財産の総額の二分の一超であることとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

6 - 2 申請及び届出

(略)

6 - 2 - 6 許可書等の様式

許可書、許可拒否通知書、更新許可書、更新許可拒否通知書及び変更認可書については、別紙様式1から5までを参考に作成するものとする。

別紙様式2

第 号
平成 年 月 日

(商号又は名称)
(代表者氏名) 殿

金融庁長官 印
農林水産大臣 印
通商産業大臣 印

許可拒否通知書

平成 年 月 日付の商品投資販売業者の許可申請については、下記理由により拒否したので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に主務大臣に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく審査請求をすることができます。

記

拒否理由

別紙様式4

第 号
平成 年 月 日

(商号又は名称)
(代表者氏名) 殿

金融庁長官 印
農林水産大臣 印
通商産業大臣 印

更新許可拒否通知書

平成 年 月 日付の商品投資販売業者の更新許可申請については、下記理由により拒否したので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に主務大臣に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく審査請求をすることができます。

記

6 - 2 申請及び届出

(略)

6 - 2 - 6 許可書等の様式

許可書、不許可通知書、更新許可書、更新不許可通知書及び変更認可書については、別紙様式1から5までを参考に作成するものとする。

別紙様式2

第 号
平成 年 月 日

(商号又は名称)
(代表者氏名) 殿

金融庁長官 印
農林水産大臣 印
経済産業大臣 印

不許可通知書

平成 年 月 日付の商品投資販売業者の許可申請については、下記理由により不許可としたので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に主務大臣に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく異議申立てをすることができます。

記

不許可理由

別紙様式4

第 号
平成 年 月 日

(商号又は名称)
(代表者氏名) 殿

金融庁長官 印
農林水産大臣 印
経済産業大臣 印

更新不許可通知書

平成 年 月 日付の商品投資販売業者の更新許可申請については、下記理由により不許可としたので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に主務大臣に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく異議申立てをすることができます。

記

拒否理由

7 特定債権等事業関係

7-3 許可及び届出事項

(略)

7-3-4 許可書等の様式

許可書、許可拒否通知書、更新許可書、更新許可拒否通知書及び変更認可書については、別紙様式1から10までを参考に作成するものとする。

別紙様式1

第 号

許 可 書

商号又は名称
代表者氏名
許可番号 金通()第 号

(略)

別紙様式2

第 号

許 可 書

商号又は名称
代表者氏名
許可番号 金通()第 号

(略)

不許可理由

7 特定債権等事業関係

7-3 許可及び届出事項

(略)

7-3-4 許可書等の様式

許可書、不許可通知書、更新許可書、更新不許可通知書及び変更認可書については、別紙様式1から10までを参考に作成するものとする。

別紙様式1

第 号

許 可 書

商号又は名称
代表者氏名
許可番号 金経()第 号

(略)

別紙様式2

第 号

許 可 書

商号又は名称
代表者氏名
許可番号 金経()第 号

(略)

別紙様式 3

商号又は名称
代表者氏名 殿

第 号
平成 年 月 日

金融庁長官 印
通商産業大臣 印

許可拒否通知書

平成 年 月 日付の特定債権等譲受業の許可申請については、下記理由により拒否したので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に主務大臣に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求をすることができます。

記

拒否理由

別紙様式 4

商号又は名称
代表者氏名 殿

第 号
平成 年 月 日

金融庁長官 印
通商産業大臣 印

許可拒否通知書

平成 年 月 日付の小口債権販売業の許可申請については、下記理由により拒否したので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に主務大臣に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求をすることができます。

記

拒否理由

別紙様式 3

商号又は名称
代表者氏名 殿

第 号
平成 年 月 日

金融庁長官 印
経済産業大臣 印

不許可通知書

平成 年 月 日付の特定債権等譲受業の許可申請については、下記理由により不許可としたので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に主務大臣に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てをすることができます。

記

不許可理由

別紙様式 4

商号又は名称
代表者氏名 殿

第 号
平成 年 月 日

金融庁長官 印
経済産業大臣 印

不許可通知書

平成 年 月 日付の小口債権販売業の許可申請については、下記理由により不許可としたので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に主務大臣に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てをすることができます。

記

不許可理由

別紙様式 5

第 号

更新許可書

商号又は名称
代表者氏名
許可番号 金通()第 号

(略)

別紙様式 6

第 号

更新許可書

商号又は名称
代表者氏名
許可番号 金通()第 号

(略)

別紙様式 7

第 号
平成 年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 殿

金融庁長官 印
通商産業大臣 印

更新許可拒否通知書

平成 年 月 日付の特定債権等譲受業の更新許可申請については、
下記理由により拒否したので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌
日から起算して60日以内に主務大臣に対して行政不服審査法（昭和37年法
律第160号）に基づく審査請求をすることができます。

記

拒否理由

別紙様式 5

第 号

更新許可書

商号又は名称
代表者氏名
許可番号 金経()第 号

(略)

別紙様式 6

第 号

更新許可書

商号又は名称
代表者氏名
許可番号 金経()第 号

(略)

別紙様式 7

第 号
平成 年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 殿

金融庁長官 印
経済産業大臣 印

更新不許可通知書

平成 年 月 日付の特定債権等譲受業の更新許可申請については、
下記理由により不許可としたので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌
日から起算して60日以内に主務大臣に対して行政不服審査法（昭和37年法
律第160号）に基づく異議申立てをすることができます。

記

不許可理由

別紙様式 8

商号又は名称
代表者氏名 殿

第 号
平成 年 月 日

金融庁長官 印
通商産業大臣 印

更新許可拒否通知書

平成 年 月 日付の小口債権販売業の更新許可申請については、下記理由により拒否したので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に主務大臣に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求をすることができます。

記

拒否理由

9 金融先物取引業関係

9 - 1 許認可、届出関係

9 - 1 - 9 許可申請書等の保存期間

許可申請書、認可申請書及びそれらの添付書類については、当該申請書等に係る許可の有効期間が終了した時点から10年間、各種届出書及び諸報告書については、当該届出書等を受理した時点の翌年度から5年間保存するものとする。

別紙様式 8

商号又は名称
代表者氏名 殿

第 号
平成 年 月 日

金融庁長官 印
経済産業大臣 印

更新不許可通知書

平成 年 月 日付の小口債権販売業の更新許可申請については、下記理由により不許可としたので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に主務大臣に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てをすることができます。

記

不許可理

9 金融先物取引業関係

9 - 1 許認可、届出関係

(削除)

現 行	改 正
<p>第 1 部 証券会社等の監督関係</p> <p>1 - 1 - 2 金融庁長官への協議 財務局長は、証券会社の監督事務に係る財務局長への委任事項の処理にあたり、次に掲げる事項については、あらかじめ金融庁長官に協議するものとする。 なお、協議の際は、財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）における検討の内容及び処理意見を付するものとする。 （略） 法第 29 条第 1 項の規定による認可業務の認可</p> <p>~ （略）</p> <p>1 - 1 - 3 金融庁長官への報告 (1)・(2) （略） (3) <u>財務局長は、証券会社から提出を受けた次の報告書等について、その提出を受けた月の末日までに金融庁長官へ報告すること。</u></p> <p>・ （略） (4)~(9)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px 0;">6 - 9 取引先リスク相当額</div> <p>(1)~(11) （略） (12) 自己資本府令別表第 14 備考 1 の短期債格付において指定格付と同等の格付が付与されている場合には、指定格付を付与されたものとみなすという規定の趣旨は、短期債格付という性格に鑑み、契約期間が 1 年以下の取引及び資産について適用できるということであり、当該短期債格付については、以下の格付によっているかどうか留意するものとする。 <u>株式会社日本格付投資情報センター</u> a - 1 + a - 1 a - 2 a - 3 <u>株式会社日本格付研究所</u> J - 1 + J - 1 J - 2 J - 3 <u>ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク</u> P - 1 P - 2 P - 3 <u>スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ</u> A - 1 + A - 1 A - 2 A - 3 <u>フィッチ・IBC A・インク</u> F 1 + F 1 F 2 F 3 <u>ダフ・アンド・フェルプス・クレジット・レーティング・カンパニー</u> D 1 + D 1 D 1 - D 2 D 3</p> <p>トムソン・バンクウォッチ・インク TBW - 1 TBW - 2 TBW - 3 (13)・(14) （略）</p>	<p>第 1 部 証券会社等の監督関係</p> <p>1 - 1 - 2 金融庁長官への協議 財務局長は、証券会社の監督事務に係る財務局長への委任事項の処理にあたり、次に掲げる事項については、あらかじめ金融庁長官に協議するものとする。 なお、協議の際は、財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）における検討の内容及び処理意見を付するものとする。 （略） 法第 29 条第 1 項の規定による認可業務の認可（<u>合併により存続会社又は新設会社に認可をする場合を除く。</u>）</p> <p>~ （略）</p> <p>1 - 1 - 3 金融庁長官への報告 (1)・(2) （略） (3) <u>財務局長は、証券会社から提出を受けた次の報告書等のうち、各半期末のものについて、その提出を受けた月の末日までに金融庁長官へ報告すること。</u></p> <p>・ （略） (4)~(9)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px 0;">6 - 9 取引先リスク相当額</div> <p>(1)~(11) （略） (12) 自己資本府令別表第 14 備考 1 の短期債格付において指定格付と同等の格付が付与されている場合には、指定格付を付与されたものとみなすという規定の趣旨は、短期債格付という性格に鑑み、契約期間が 1 年以下の取引及び資産について適用できるということであり、当該短期債格付については、以下の格付によっているかどうか留意するものとする。 <u>株式会社格付投資情報センター</u> a - 1 + a - 1 a - 2 a - 3 <u>株式会社日本格付研究所</u> J - 1 + J - 1 J - 2 J - 3 <u>ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク</u> P - 1 P - 2 P - 3 <u>スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ</u> A - 1 + A - 1 A - 2 A - 3 <u>フィッチレーティングスリミテッド</u> F 1 + F 1 F 2 F 3 (削除)</p> <p>トムソン・バンクウォッチ・インク TBW - 1 TBW - 2 TBW - 3 (13)・(14) （略）</p>

第2部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

(略)

1 - 1 認可申請書等の審査

(略)

1 - 1 - 2 認可申請書の添付書類の審査

(1)・(2) (略)

(3) 規則第11条第1項第8号の「業務の計画書」は、業務の開始を予定とする日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して3営業年度における人員配置計画、支店その他の営業所の設置計画及び投資信託委託業に関する業務を行う部門の設置計画等、投資信託委託業に関する業務の計画が具体的に記載されていること。

(4)・(5) (略)

第3部 証券投資顧問業者の監督関係

(略)

1 - 3 登録の手続等

(略)

1 - 3 - 5 登録申請書等の保存期間

登録申請書、変更届出書、廃業等届出書及びそれらの添付書類は、投資顧問業者が現に受けている登録をした財務局長又は福岡財務支局長（以下「管轄財務局長」という。）が永久保存する。

(略)

2 - 5 法第23条第1項の規定に基づく投資顧問業の兼業の届出

(略)

2 - 5 - 3 投資信託委託業を兼業する場合の手続き

(1) 投資顧問業者が投資信託委託業を営もうとする場合、予め投信法に基づく認可を申請しなければならない。

投信法に基づく認可後、当該業務を営む前に、これを証する書面の写しと併せて、投資顧問業法に基づく兼業の届出書を提出しなければならない。

なお、投信法に基づく兼業の届出は別途必要であることに留意する。

(2) (略)

第2部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

(略)

1 - 1 認可申請書等の審査

(略)

1 - 1 - 2 認可申請書の添付書類の審査

(1)・(2) (略)

(3) 規則第11条第1項第8号の「業務の計画書」は、業務の開始を予定とする日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して3営業年度における人員配置計画、支店その他の営業所の設置計画及び投資信託委託業又は投資法人資産運用業に関する業務を行う部門の設置計画等、投資信託委託業又は投資法人資産運用業に関する業務の計画が具体的に記載されていること。

(4)・(5) (略)

第3部 証券投資顧問業者の監督関係

(略)

1 - 3 登録の手続等

(略)

1 - 3 - 5 登録申請書等の保存

登録申請書、変更届出書、廃業等届出書及びそれらの添付書類は、投資顧問業者が現に受けている登録をした財務局長又は福岡財務支局長（以下「管轄財務局長」という。）が保存する。

(略)

2 - 5 法第23条第1項の規定に基づく投資顧問業の兼業の届出

(略)

2 - 5 - 3 投資信託委託業等を兼業する場合の手続き

(1) 投資顧問業者が投資信託委託業等を営もうとする場合、予め投信法に基づく認可を申請しなければならない。

投信法に基づく認可後、当該業務を営む前に、これを証する書面の写しと併せて、投資顧問業法に基づく兼業の届出書を提出しなければならない。

なお、投信法に基づく兼業の届出は別途必要であることに留意する。

(2) (略)

(3) 認可投資顧問業者が投資信託委託業を営もうとする場合、予め投信法に基づく認可を申請しなければならない。

投信法に基づく認可後、当該業務を営む前に、これを証する書面の写しと併せて、投資顧問業法に基づく兼業の届出書を提出しなければならない。

なお、投信法に基づく兼業の届出は別途必要であることに留意する。

(略)

(3) 認可投資顧問業者が投資信託委託業等を営もうとする場合、予め投信法に基づく認可を申請しなければならない。

投信法に基づく認可後、当該業務を営む前に、これを証する書面の写しと併せて、投資顧問業法に基づく兼業の届出書を提出しなければならない。

なお、投信法に基づく兼業の届出は別途必要であることに留意する。

(略)